



事務連絡
平成21年3月26日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部事務局長

共済組合員申告書による手続きの変更等について

共済組合員申告書による手続きについて、一部改めましたので、今後の事務処理において下記の取扱いに留意して処理していただきますようお願いします。

記

1 組合員の郵便番号の管理について

現在、組合員の住所にかかる郵便番号については、資格取得や住所変更の際に提出された共済組合員申告書の記載通りに登録・管理しており、一部郵便番号と住所の整合性がとれていないものがあります。郵便番号の誤りを訂正する場合、原則として共済組合員申告書に基づき行っていましたが、今後は住所と整合性がとれた郵便番号を管理していくため、記載された住所と整合性がとれていない郵便番号が判明した場合は、共済組合において正しい郵便番号に訂正させていただきます。

なお、住所変更の申告の際には必ず郵便番号と住所をセットで記入してください。また、氏名・住所・短期給付振込口座等の訂正・変更につきましてはこれまで通り共済組合員申告書により申告してください。

2 被扶養者の認定種別切替時の被扶養者証の取扱いについて

これまで認定種別切替の際に被扶養者証を添付していただいていたおりましたが、認定種別切替の手続きを円滑に行うため、平成21年4月1日以降に受付をする共済組合員申告書からは認定種別切替時の被扶養者証の添付を省略します。

認定種別切替は被扶養者として引き続き認定できるかどうかを確認するための手続きですので、該当者は速やかに手続きを行ってください。

なお、提出書類を確認後、継続して認定できないことが判明した場合には、認定取消となりますので被扶養者証を提出していただくことになります。

3 組合員証等（被扶養者証、高齢受給者証等の各種証を含む）の郵送について

これまで組合員証等の交付には配達記録郵便を利用しておりましたが、平成21年2月28日に取扱いが廃止されたため、3月1日からは新設された特定記録郵便を利用しています。特定記録郵便は配達記録郵便と異なり、郵便ポストへの投函となりますので、郵便物の取扱いには十分ご注意くださいようお願いします。